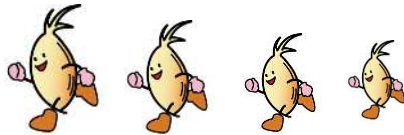


報道発表



団体名：東三河広域連合

担当者：消費生活課

課長補佐 夏目 智弘

問合せ：0532-51-2553

件名：買い取り業者名や物品を示さない、
「訪問購入」にご注意ください！

『HSN station 最近の相談※』

東三河広域連合では、域内8市町村に消費生活センター・相談室を設置し、国家資格を有した消費生活相談員が月～金曜日の9時～16時30分、様々な消費生活相談に応じています。

困ったときは、早めにお近くの消費生活センターにご相談ください。

【買い取り業者のしつこい勧誘で不安になった事例】

〔トラブル事例〕

「不用品や履かなくなった靴を引き取る。」と買い取り業者から自宅に電話があった。「不用品はない。来てもらっては困る。」と断ったが、「靴は一足500円。明日、お伺いする。」と一方的に告げ、電話が切れた。翌日、買い取り業者と思われる男性が訪問し、数回チャイムを鳴らしたが対応しなかった。その後も自宅に数回電話がかかってきたが、無視した。事業者名は名乗らず、連絡先もわからない。あまりにしつこく、心配で不安になった。（50代・女性）

■訪問購入しようとする業者は、勧誘に先立って業者名・担当者名のほか、購入しようとする物品の種類、契約締結のための勧誘であることを告げる義務があります。また、訪問の同意を得ていない相手の自宅に行って勧誘することや契約締結の意思がないことを示した相手に対して再勧誘することは禁止されていることを説明しました。「何でも買い取る」と電話があり、訪問した際に貴金属を売るよう勧誘される事例が多くみられます。知らない電話番号からの着信は相手にせず、留守番電話機能を活用するよう助言しました。

【相談事例にみる留意点と対策】

買い取り業者が自宅に来て物品を買い取るという訪問購入のトラブルが増えています。

○買い取り業者は、事前に電話で訪問の同意を得ようとします。安易に訪問を承諾しない、また、突然訪問した場合は、自宅に入れないようにしましょう。

○事前に、業者名やどのような物品を買い取るのかを必ず確認し、明確に告げない業者とは取り引きしないようにしましょう。

○売るつもりのない物品、特に貴金属などの売却を迫られたりしたら、きっぱり断りましょう。

○買い取り業者は、買い取った物品の名称・価格のほか、クーリング・オフが可能な場合はクーリング・オフに関する事項が記載された契約書を交付しなければなりません。交付された契約書面はしっかり確認しましょう。

○訪問購入の場合は、契約書を受け取ってから8日間はクーリング・オフができることがあります。また、クーリング・オフ期間内は、買い取り業者に物品の引き渡しを拒むこともできます。